

金融支援認定申請の手引き

＜経営承継円滑化法＞

令和7年5月
千葉県 経営支援課 金融支援室

| 金融支援の概要 |

先代経営者の死亡や退任、会社や事業の買収などにより事業承継をする際には、多額の資金が必要となる場合があります。そこで、経営承継円滑化法（以下、「法」という。）では、このような中小企業者等に対し都道府県知事が認定を行うことで、信用保証協会による信用保証^{※1}や日本政策金融公庫の融資に対して、特例による金融支援を措置しています。

1. 中小企業信用保険法の特例

中小企業者に対する信用保証協会の通常保証と同額の別枠を用意するとともに、会社^{※2}の代表者や事業を営んでいない個人を保証の対象とします。

① 経営承継関連保証（法第13条第1項）… 内部承継型（様式第6）

経営交代済みの中小企業者^{※3}に対し、承継後の事業継続に必要な資金を別枠で保証。

② 特定経営承継関連保証（法第13条第2項）… 内部承継型（様式第6）

経営交代済みの会社の代表者に対し、会社や代表者以外の者が有する自社の株式や事業用資産の取得等のために必要な資金を保証。

③ 経営承継準備関連保証（法第13条第3項及び第4項）… M&A 型（様式第6の2）

他の中小企業者から事業を承継しようとする中小企業者に対し、承継に必要な資金（株式や事業用資産の買取り等）を別枠で保証。また、当該会社が、一定の財務要件を満たす場合、経営者保証が不要。

④ 特定経営承継準備関連保証（法第13条第5項）… M&A 型（様式第6の2）

中小企業者を買収して承継しようとする事業を営んでいない個人に対し、承継に必要な資金（株式や事業用資産の買取り等）を保証。

⑤ 経営承継借換関連保証（法第13条第6項）… 内部承継予定の会社（様式第6の3）

今後3年以内に後継者候補に経営承継を予定している会社を対象に、現経営者が個人保証している金融機関からの借入に対して、一定の財務要件を満たす場合、経営承継前までに経営者保証を不要とする借換資金を別枠で保証。

2. 株式会社日本政策金融公庫法の特例（融資）内部承継型（様式第6）・M&A 型（様式第6の2）

経営交代済みの会社の代表者が会社や代表者以外の者が有する自社の株式や事業用資産等の取得等に必要な資金や、事業を営んでいない個人が中小企業者を買収して承継するために必要な資金（株式や事業用資産の買取り等）を融資対象とします。

| 申請方法 |

電子申請サービス又は電子メールによりご提出ください（持参、郵送は不可）。

※ 申請にあたり、中小企業庁の『[中小企業経営承継円滑化法 申請マニュアル「金融支援」](#)』を必ず参照してください。

※ 電子申請サービスによる申請は、本手引きの [P11](#) をご参照ください。

| 注意事項 |

- 信用保証や融資を受けるにあたっては各機関の審査があり、認定はその実行を担保するものではありません。
- ご提供いただいた情報は、統計処理を行い、個者を特定できない形で公表する可能性があります。

※1 中小企業が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証する制度

※2 会社法（平成17年法律第86号）第二条第一号に規定する会社をいう

※3 会社及び個人事業主をいう

目 次

1.	対象者	P4
2.	金融支援認定までの流れ	P4
3.	認定要件と提出書類	P5
	Ⅰ. 内部承継型	P5
	Ⅱ. M&A 型	P8
	Ⅲ. 経営者保証を不要とする資金への借換え	P10
4.	その他	P11

1. 対象者

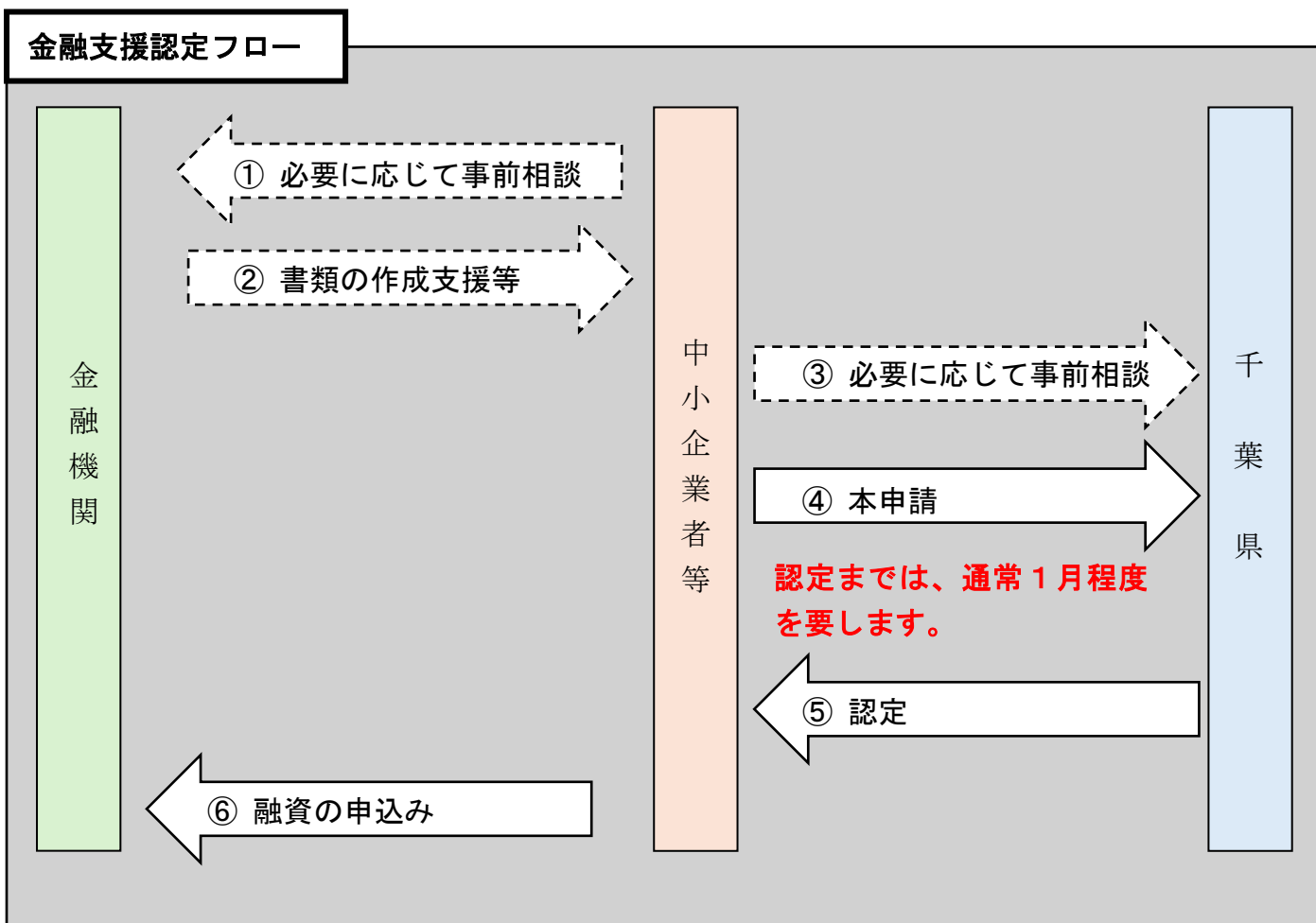
金融支援の対象となる中小企業者は、中小企業信用保険法に定義する中小企業者に加え、以下のいずれかの要件を満たす事業者及び事業を営んでいない個人です。

業種	資本金	従業員数
製造業その他	3 億円以下	300 人以下
製造業のうちゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3 億円以下	900 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
サービス業のうちソフトウェア業及び情報サービス業	3 億円以下	300 人以下
サービス業のうち旅館業	5,000 万円以下	200 人以下

※ 上場企業、医療法人、社会福祉法人、外国法人は対象となりません。

2. 金融支援認定までの流れ

金融支援認定までの流れは、以下のとおりです。千葉県へ直接本申請をすることも可能ですが、金融機関や千葉県への事前相談を推奨しています。



3. 認定要件と提出書類

I. 内部承継型（後継者が既に代表者に就任）…様式第 6

【経営承継関連保証・特定経営承継関連保証・日本政策金融公庫の融資】

既に後継者が代表者に就任し経営交代をしている中小企業者や当該会社の代表者個人に対し、当該経営交代に伴って生じる資金の調達について、信用保証協会の信用保証や日本政策金融公庫の融資により支援します。

(1) 認定要件

- ① 経営交代が発生（先代が死亡又は退任し、既に後継者が代表取締役に就任）していること
- ② 経営交代に伴って、「事業活動継続に支障を生じさせる事由」（下表）が発生していること

No.	支援メニュー	事業活動継続に支障を生じさせる事由の内容
1	【経営承継関連保証】 <u>会社又は個人事業主（後継者）が信用保証協会の信用保証を受ける場合</u> 申請者：会社 個人事業主 利用者：会社 個人事業主	(1) 会社及び会社の代表者以外の者が有する株式等を会社が買取る必要があること。（会社） (2) 会社及び会社の代表者以外の者が有する事業用資産等を会社が買取る必要があること。（会社） (3) 他者が有する事業用資産等を買取る必要があること。（個人事業主） (4) 承継した事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。（個人事業主） (5) 承継後 3 か月間の売上又は販売数量が前年同時期より 20%以上減少することが見込まれること。 (6) 仕入割合 20%以上の仕入先から取引条件について不利益となる設定又は変更が行われたこと。 (7) 借入割合 20%以上の取引先金融機関からの返済方法や借入条件の悪化等により取引に支障が生じていること。 (8) 相続にあたって、事業用資産等の遺産分割に代えて他の相続人に対し金銭を支払う必要があること。（個人事業主） (9) 相続にあたって、遺留分侵害額の請求に基づき金銭を支払う必要があること。（個人事業主） (10) その他諸費用が生じたこと。
2	【特定経営承継関連保証】 <u>会社の代表者（後継者）が信用保証協会の信用保証を受ける場合</u> 申請者：会社 利用者：代表者	(1) 会社及び会社の代表者以外の者が有する株式等を代表者が買取る必要があること。 (2) 会社及び会社の代表者以外の者が有する事業用資産等を代表者が買取る必要があること。 (3) 承継した株式若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。 (4) 相続にあたって、株式等又は事業用資産等の遺産分割に代えて他の相続人に対し金銭を支払う必要があること。 (5) 相続にあたって、遺留分侵害額の請求に基づき金銭を支払う必要があること。 (6) その他諸費用が生じたこと。
3	【日本政策金融公庫の融資】 <u>会社の代表者（後継者）が日本政策金融公庫の融資を受ける場合</u> 申請者：会社 利用者：代表者	(1) 会社及び代表者以外の者が有する株式等を代表者が買取る必要があること。 (2) 会社及び代表者以外の者が有する事業用資産等を代表者が買取る必要があること。 (3) 承継した株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。 (4) 相続にあたって、株式等又は事業用資産等の遺産分割に代えて他の相続人に対し金銭を支払う必要があること。 (5) 相続にあたって、遺留分侵害額の請求に基づき金銭を支払う必要があること。 (6) その他諸費用が生じたこと。

(2) 認定申請の手続き

【共通書類】

① (様式第 6) 認定申請書

- 電信申請サービスによる申請は、こちら (https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=43689) になります。
- 確認時に誤記等が判明した場合は、差替えを依頼する場合があります。

② 申請会社の履歴事項全部証明書 (会社のみ)

- 認定申請日の前 3 か月以内に作成されたものに限りです。
- 代表者の交代を登記済のもの (過去に代表者を退任しており最新の謄本に記載がない場合は、退任日が確認できる「閉鎖事項証明書」も併せて添付)。

③ 申請会社の定款の写し (会社のみ)

- 登記簿と異なる内容がある場合は、定款変更時の議事録を添付してください。
- 認定認申請日における原本証明が必要です。下記を参考に記載ください。

＜原本証明の例＞

この写しは、認定申請日における当社定款の原本と相違ないことを証明します。

●年●月●日

株式会社 ●●

代表取締役 ●● ●●

④ 申請会社が上場会社等でない旨の誓約書 (会社のみ)

- 様式は[県 HP](#) からダウンロードください。

⑤ 認定申請日の直前期の決算関係書類

＜法人の場合＞

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告書 (又は法人概況説明)、付属明細書 (勘定科目内訳書を含む)

＜個人事業主の場合＞

確定申告書【第一表及び第二表及び収支内訳書 (1・2 面) または所得税青色申告決算書 (1～4 面)】 (創業後に決算期を迎えていない場合は、開業届)

⑥ 認定申請日における従業員数証明書

- 様式は[県 HP](#) からダウンロードください (従業員 0 人の場合も必要)。
- 厚生年金保険の標準報酬月額決定通知書、被保険者資格取得 (喪失) 確認通知書 (被保険者縦覧照会回答票でも可) を添付 (従業員 0 人の場合は不要)。

⑦ (先代退任の場合) 事業譲渡契約書の写し (個人事業主のみ)

⑧ (先代死亡の場合) 死亡したことを証する戸籍謄本等

⑨ 経営承継円滑化法 (金融支援認定) 添付書類チェックリスト【内部承継型】

＜資金使途別の添付書類＞

株式等の買取りに必要な資金の場合

① 認定申請日における株主名簿の写し

- 認定申請日における原本証明が必要です。[I \(2\) ③](#)を参考に記載ください。

② 譲受ける株式等の価格を証する書類

- 例えば、貸借対照表における純資産額（不良資産等控除後）を用いた算定書や財産基本通達に基づく算定書が該当します。

事業用資産等の買取り（債務の返済含む）に必要な資金の場合

- ① 不動産の場合、当該物件の登記事項証明書及び b. に記載する書類
- ② 事業用資産等の場合、価格及び申請者以外の者が所有者であることを証する書類

不動産：不動産鑑定評価書、固定資産税評価額、路線価等を用いた評価額、前事業年度の計算書類の勘定科目明細書などのその価格が確認できる書類（所有者は登記事項証明書で確認）

動 産：前事業年度の計算書類の勘定科目明細書などのその価格が確認できる書類申請者又はその代表者との売買契約書など、所有者（売主）が確認できる書類

貸付金：金銭消費貸借契約書など、金額や債権者が分かる書類

未収金：前事業年度の計算書類の勘定科目明細書など、金額や債権者が確認できる書類

相続税又は贈与税の納税資金の場合

相続税又は贈与税の見込額を記載した書類

承継後の売上高等の減少時の運転資金の場合

売上高等の減少が見込まれることを証する書類

<経営交代後 3 か月以上経過している場合>

売上高等の実績額の把握が可能な月次の合計残高試算表など、経営交代後 3 か月間と前年同期 3 か月間の売上高等の実績額が分かるもの。

<経営交代後 3 か月未満の場合>

上記と同様、前年同期 3 か月間の書類に加えて、経営交代後の 3 か月間の売上高等の見込額推定の根拠となる資料。

主要仕入先からの取引条件の不利益変更時等の運転資金の場合

- ① 取引先ごとの仕入額及び会社全体の仕入総額が分かる書類（仕入帳・仕入実績一覧表など）
- ② 不利益な仕入条件の設定・変更を証する書類（仕入先からの通知や依頼の書面など）

主要取引先金融機関からの借入条件の悪化時等の運転資金の場合

- ① 取引先金融機関からの借入金額、申請者の借入金の総額が分かる書類（前年の会計帳簿等の勘定科目明細、金融機関発行の借入債務の残高証明書など）
- ② 借入条件が悪化したことが確認できる書類（経営交代前と後の金銭消費貸借契約書など）
- ③ 借入残高が減少したことが確認できる書類（経営交代前後の借入債務の残高証明書など）
- ④ 与信取引が拒絶されたことが確認できる書類（経緯書など）

遺産分割の対応資金の場合

申請者の代表者が遺産分割によって債務を負担することになった場合、負担することになった債務額が確認できる書類（和解契約書（遺産分割協議書）、審判書又は調停調書など）

遺留分侵害額請求の対応資金の場合

申請者の代表者が遺留分侵害額の請求に基づき金銭を支払う場合、支払額が確認できる書類（判決書、和解契約書、和解調書若しくは調停調書など）

その他諸費用の対応資金の場合

当該事由により諸費用が生じていることを証する書類

II. M&A 型（他の中小企業者から事業を承継）…様式第 6 の 2

【経営承継準備関連保証・特定経営承継準備関連保証・日本政策金融公庫の融資】

他の中小企業者から事業を承継しようとする中小企業者や事業を営んでいない個人に対し、承継に必要な資金（株式や事業用資産の買取り等）を別枠で保証します。また、当該中小企業者（会社）が、一定の財務要件を満たす場合には、経営者保証を不要とします。

(1) 認定要件

- ① 会社、個人事業主、事業を営んでいない個人の承継しようとする「他の中小企業者」が、次のいずれかの事由により、その事業活動の継続に支障を生じていること
 - a. 役員又は代表者の三親等以内の親族の中に、後継者候補となる者がいないこと
 - b. 代表者が、その年齢、健康状態、その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であること

＜継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であると判断される例＞

- 代表者の年齢が満 60 歳を超えている場合
- 代表者の健康状態が日常業務に支障を生じさせている場合
- その他の事情が認められる場合
 - ◆ 現代表者以外の役員や幹部従業員（例えば、基幹工場の工場長や、「番頭」等が該当）が病気や事故で倒れてしまうなど、急に継続的かつ安定的に経営を行うことが困難となったような場合
 - ◆ 外部環境の急激な変化による突然の業績悪化等

- ② 経営の承継に不可欠な次の株式等や事業用資産の譲受けが見込まれること
 - a. 議決権の過半数を超える株式等
 - b. 事業用の不動産（工場や店舗等の土地・建物等）や動産（機械設備等）

＜融資時において経営者保証の提供を不要としたい場合（会社に限る）＞

以下の要件を満たすことで、融資時に経営者保証の提供を不要とすることが可能です。

- ① 申請者の直前の決算において、資産超過であること（純資産合計額＞0）
- ② 申請者の直前の決算において、EBITDA 有利子負債倍率が 15 倍以内であること

$$\text{EBITDA 有利子負債倍率} = (\text{借入金} \cdot \text{社債} - \text{現預金}) \div (\text{営業利益} + \text{減価償却費}) \leq 15 \text{ 倍}$$

(2) 認定申請の手続き（申請様式及び添付書類）

【共通書類】

- ① 様式第 6 の 2 認定申請書

➤ 電子申請サービスによる申請はこちら (<https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba->

u/offer/offerList_detail?tempSeq=43691) になります。

- 確認時に誤記等が判明した場合は、差替えを依頼する場合があります。
- ② 承継に係る明確な合意があることを証する書類
 - 承継に係る基本合意書、譲渡契約書の草案等
- ③ 経営承継円滑化法（金融支援認定）添付書類チェックリスト【M&A型】

<申請者が会社の場合に必要な添付書類>

- ① 履歴事項全部証明書
 - 認定申請日の前3か月以内に作成されたものに限りします。
- ② 定款の写し
 - 登記簿と異なる内容がある場合は定款変更時の議事録を添付してください。
 - 認定申請日における原本証明が必要です。[I \(2\) ③](#)を参考に記載ください。
- ③ 上場会社等でない旨の誓約書
 - 様式は[県HP](#)からダウンロードください。

<「他の中小企業者」が会社の場合に必要な添付書類>

- ① （他の中小企業者の）履歴事項全部証明書
 - 認定申請日の前3か月以内に作成されたものに限りします。
- ② （他の中小企業者の）定款の写し
 - 登記簿と異なる内容がある場合は定款変更時の議事録を添付。
 - 認定申請日における原本証明が必要です。[I \(2\) ③](#)を参考に記載ください。
- ③ （他の中小企業者が）上場会社等でない旨の誓約書
 - 様式は[県HP](#)からダウンロードください。

<取得資産の種類により必要な書類>

株式等の取得による承継を行う場合

- ① （他の中小企業者の）認定株主名簿の写し
 - 認定申請日における原本証明が必要です。[I \(2\) ③](#)を参考に記載ください。
- ② 申請者が譲受けの申込みをしようとする株式等の価格を証する書類（株価の算定書など）

事業用資産の取得による承継を行う場合

- ① 不動産の場合、当該物件の登記事項証明書及び[II \(1\) ②b.](#)に記載する書類
- ② 事業用資産等の場合、価格及び申請者以外の者が所有者であることを証する書類

<他の中小企業者が事業継続困難となっている事由により必要な書類>

（他の中小企業者に）後継者候補がない場合>

他の会社の代表者又は個人事業主と、別紙1・別添様式にその三親等以内の親族として記載された者との間の親族関係を示す全ての戸籍謄本等。必要に応じて親族関係図を作成し併せて添付してください。

<（他の中小企業者の）経営者の年齢、健康状態、その他の事情による場合>

- a. 年齢（満60歳を超過）による場合

- 他の会社の代表者又は個人事業主の年齢を公的に証明する書類
- b. 健康状態による場合
 - 他の会社の代表者又は個人事業主の健康状態を示す書類
 - 医師の診断書等
- c. その他の事情による場合
 - その他の事情を示す書類
 - 役員や幹部従業員が退職した経緯等を示すための報告書等、業績が外部環境の急激な変化により突然悪化したこと等を示すための書類の写し等

<経営者保証の提供を不要としたい場合に必要な書類（会社に限る）>

会社の認定申請日の直前期の決算関係書類

- 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告書（又は法人概況説明）、付属明細書（勘定科目内訳書を含む）

III. 経営者保証を不要とする資金への借換え（内部承継予定の会社） 様式第 6 の 3

【経営承継借換え関連保証】

後継者候補がおり、今後 3 年以内に経営承継を予定している会社であって、現経営者が個人保証を行っている金融機関からの借入について、一定の財務条件を満たしている場合、経営承継前までに経営者保証を不要とする融資への借換えを信用保証協会が保証することにより支援します。

(1) 認定要件

- ① 純資産の額が一定の額以上であることその他の経済産業省令で定める要件を備えているものであること
 - a. 申請者の直前の決算において、資産超過であること（純資産合計額＞0）
 - b. 申請者の直前の決算において、EBITDA 有利子負債倍率が 15 倍以内であること

$$\text{EBITDA 有利子負債倍率} = (\text{借入金} \cdot \text{社債} - \text{現預金}) \div (\text{営業利益} + \text{減価償却費}) \leq 15 \text{ 倍}$$
- ② 会社が金融機関から借入れている債務について、当該代表者が経営者保証をしていることにより、事業活動の継続に支障が生じていること

(2) 認定申請の手続き（申請様式及び添付書類）

【共通書類】

- ① 様式第 6 の 3 認定申請書
 - 電子申請サービスによる申請は、こちら (https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=43692) になります。
 - 確認時に誤記等が判明した場合は、差替えを依頼する場合があります。
- ② 申請会社の履歴事項全部証明書
 - 認定申請日の前 3 か月以内に作成されたものに限りします。
- ③ 申請会社の定款の写し
 - 登記簿と異なる内容がある場合は定款変更時の議事録を添付。
 - 認定申請日における原本証明が必要です。I (2) ③を参考に記載ください。

- ④ 認定申請日の直前期の決算関係書類
 - 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告書（又は法人概況説明）、付属明細書（勘定科目内訳書を含む）
- ⑤ 認定申請日における株主名簿の写し
 - 認定申請日における原本証明が必要です。[I（2）③](#)を参考に記載ください。
- ⑥ （別紙2）に記載した金融機関からの借入及び代表者が当該借入による債務を保証していることを証する書面
 - 金融機関からの借入に係る金銭消費貸借契約書及び保証（根保証を含む。）を提供している借入の場合には同保証に関する契約書
- ⑦ 経営承継円滑化法（金融支援認定）添付書類チェックリスト【経営者保証を不要とする資金への借換えの場合】

4. その他

- 金融支援認定に関するお問い合わせ、事前相談は、下記までご連絡ください。
- 電子申請サービス又は電子メールによりご提出ください（**持参、郵送は不可**）
- 各種申請様式は、[中小企業庁 HP](#) からダウンロード可能です。申請マニュアルも掲載がございますので、十分に確認したうえで申請ください。

電子申請サービスの URL は下記をご参照ください。

申請する内容により、使用する様式が異なりますので、十分ご確認いただいた上で、申請ください。

（様式第6）内部承継型（後継者が既に代表者に就任）

https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=43689

（様式第6の2）M&A型（他の中小企業者から事業を承継）

https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=43691

（様式第6の3）経営者保証を不要とする資金への借換え（内部承継予定の会社）

https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=43692

【お問い合わせ先】千葉県 経営支援課 金融支援室

提出先：keiei1@mz.pref.chiba.lg.jp

電話番号：043-223-2707

受付時間：9:00-12:00、13:00-17:00（土日祝日、年末年始除く）

提出先：（メール）keiei1@mz.pref.chiba.lg.jp

（郵 送）〒260-0855 千葉県千葉市中央区市場町1-1